

# 《慶弔規定》

谷本中学校保護者と教職員の会（PTA）を運営するにあたり、会員と生徒の慶弔について規約と別に慶弔規定を定める。

第一条 本会は、会員及び生徒に対し、次の項によりその意を表す。

1. 逝去の場合

- ・会員及び生徒・・・香典 5,000 円と生花(15,000 円程度)
- ・教職員の両親(義父母含む) 又は配偶者・・・香典 3,000 円

2. お見舞いの場合

- ・会員及び生徒が、病気または負傷等により 2 週間以上入院した場合・・・5,000 円

3. 火災並びにこれに準ずる災害を受けた場合は、その都度役員で協議する

第二条 本会は、会員(教職員)に対し、次の項によりその意を表す。

1. 結婚の場合・・・5,000 円

2. 出産(本人及び配偶者)の場合・・・5,000 円

3. 転退職の場合

- |     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 教職員 | 本校での勤続 1 年未満・・・記念品(2,000 円程度) |
|     | // 3 年未満・・・餞別 3,000 円と記念品     |
|     | // 3 年以上・・・餞別 5,000 円と記念品     |
| 管理職 | 餞別 10,000 円と記念品               |

第三条 この規定に定めない事項については、その都度役員会で協議・承認後、運営委員会にて報告する。

第四条 この規定の改廃は、役員会で協議し、運営委員会の承認を得るものとする。

## 【付 則】

◎この規定は、平成 28 年 2 月 4 日より、実施する。

◎この規定は、平成 31 年 4 月 23 日より、一部改正し、実施する。

◎この規定は、令和 3 年 5 月 25 日より、一部改正し、実施する。